7　特定共同企業体としての資格要件等
⑴　構成員の数　２者又は３者とする。
⑵　特定共同企業体の構成員及び特定共同企業体としての資格要件　平成30年３月15日付け入札公告（建設工事）の、岩井崎海岸第５治山工事に係る競争参加資格要件を全て満たしていること。
⑶　結成方法　自主結成とする。
⑷　出資比率　各構成員の出資比率は、構成員の数が２者の場合にあっては30％以上、構成員の数が３者の場合にあっては20％以上でなければならないものとする。
⑸　有効期間　共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が決定されたときから工事の請負代金の完成払いをしたときまで。
②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が決定されたときから契約の相手方が確定したときまで。
8　資格審査申請書類
⑴　一般競争参加資格審査申請書　別記様式１及び一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）により提出すること。
⑵　特定建設工事共同企業体協定書　２者又は３者間で交わした協定書の副本を提出すること。
9　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、宮城北部森林管理署長から平成30年４月20日までに通知する。
10　入札参加資格の確認
特定共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて分任支出負担行為担当官宮城北部森林管理署長が公告する競争参加資格の確認を受けること。
11　その他
⑴　特定共同企業体の名称は、代表者社名・構成員社名　岩井崎海岸第５治山工事共同企業体とする。
⑵　詳細は平成30年３月15日付け入札公告（建設工事）の、岩井崎海岸第５治山工事による。
⑶　申請手続きについて不明な点があれば、上記６の⑵に照会すること。

競争参加者の資格に関する公示

平成30年度四国管内洪水予測システム構築業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成30年３月15日
四国地方整備局長　平井　秀輝
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　業務概要
１）業務名　平成30年度四国管内洪水予測システム構築業務
２）業務内容　本業務は、洪水予測の高精度化、運用の効率化等を図ることを目的として、四国地方整備局管内の各河川における河川水位予測プログラムの検討、作成及びサーバへのインストール等を行うものである。
３）履行期間　契約締結日の翌日から平成31年２月28日まで
2　申請の時期
平成30年３月15日から平成30年３月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成30年３月31日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
１）申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、四国地方整備局のホームページにおいて様式を入手すること。
このＵＲＬは次のとおりである。
http://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html
２）申請書の提出方法　申請者は、申請書に「平成30年度四国管内洪水予測システム構築業務設計共同体協定書」（4.4）の条件を満たすものに限る。以下「当該協定書」という。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により次の場所に提出すること。
〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹
３）申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
１）組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けている者であること。
⑶　四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。
⑷　平成28年10月３日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の１）から５）までに該当しない者であること。
⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
２）業務形態
⑴　構成員の分担業務が、業務の内容により、当該協定書において明らかであること。
⑵　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該協定書において明らかであること。
３）代表者要件　構成員において決定された代表者が、当該協定書において明らかであること。
４）設計共同体の協定書　当該協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
なお、この「○○設計共同体協定書」は、四国地方整備局のホームページにおいて、３１）と同じ方法により様式を入手することができる。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４１）⑵の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４１）⑵の認定を受けていない構成員が４１）⑵の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４１）⑵の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４１）⑵の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
１）設計共同体の名称は、「平成30年度四国管内洪水予測システム構築業務●●・□□設計共同体」とする。
２）当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体として資格の認定を受け、かつ、当該業務の技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完成したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成30年３月15日
独立行政法人国際交流基金
契約担当職　理事　櫻井　友行